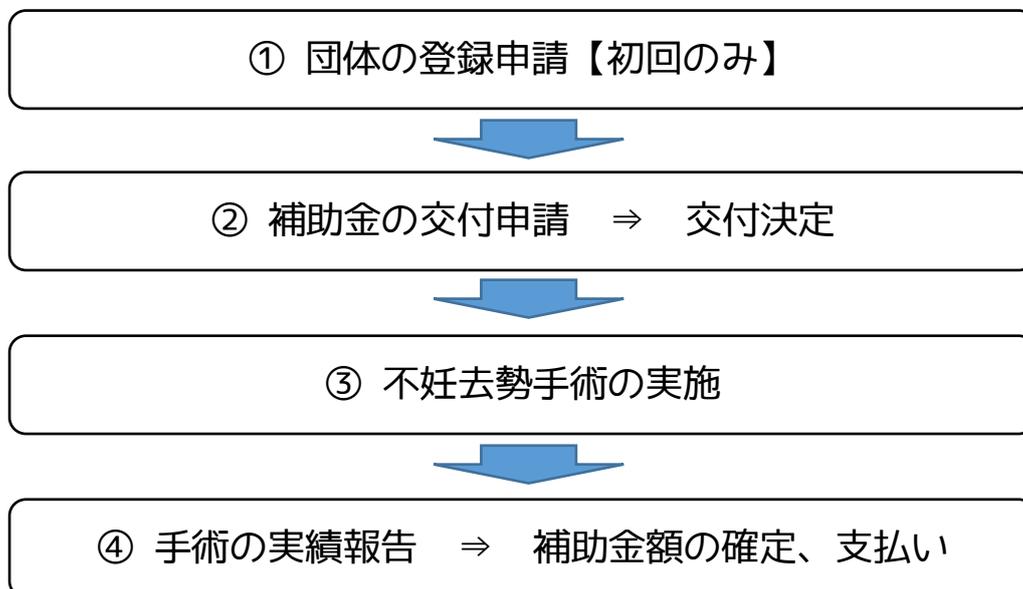


松本市 令和6年度 地域猫の不妊去勢手術費補助金の手引き

1 補助金の概要

補助金名	松本市動物愛護管理活動支援事業補助金（地域猫活動事業）
目的	飼い主のいない猫（野良猫）の糞尿や鳴き声、悪臭などによる地域住民の生活環境への被害を減らし、人と動物が共生できる地域社会を目指すため、市内で地域猫活動を行う団体に、地域猫の不妊去勢手術費を補助しています。
申請受付期間	令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金） ※申請受付期間内であっても、申請額が予算額に達した場合は、 <u>受付を締め切ります。受付を締め切ったときは、松本市ホームページに掲載します。</u>
交付対象者	市の登録を受けた団体 または 団体の代表者 <団体の要件> ・松本市内で地域猫活動を行う団体であること。 ・団体は、世帯の異なる3人以上で構成し、地域猫活動地域に居住する成人を含むこと。
対象の猫	市の登録を受けた団体が管理する地域猫
対象経費	松本市内の動物病院で実施する地域猫の不妊手術費または去勢手術費
補助額	・不妊手術（メス猫） 上限16,500円/頭（税込） ・去勢手術（オス猫） 上限 8,800円/頭（税込）

2 申請手続きの流れ



3 団体の登録申請【初回のみ】

初めて補助金を申請するときは、地域猫活動を行う団体について、市に登録する必要があります。

(1) 活動の準備

- ア 一緒に活動する仲間（団体の構成員）を集めます。
- イ 活動する場所（えさ場とトイレの場所）を決めます。
- ウ えさやりの頻度やトイレの清掃回数など、管理のルールを決めます。
- エ 回覧板やチラシなどにより、近隣住民に活動の内容を周知します。
- オ 管理する猫（地域猫）の頭数、毛色、柄などを確認します。

(2) 団体の登録申請の手続き

登録申請の方法	松本市保健所の窓口申請書類を提出 (松本市大字島立 1020 番地 長野県松本合同庁舎 1 階)
登録申請に必要な書類 ※様式は松本市ホームページに掲載	① 松本市動物愛護管理活動団体登録申請書 ② 団体の構成員名簿 ③ 団体の活動概要 ④ 管理する猫の一覧 ⑤ 活動場所の土地所有者の同意書 (活動場所が団体構成員の土地でない場合)
登録の決定	申請書類の内容を審査した上で、申請者に登録の可否を郵送で通知します。

(3) 活動報告

毎年5月末までに、前年度の地域猫活動について報告をお願いします。
※活動報告の方法については、団体の代表者にメール等で通知します。

(4) 市の現地調査等への協力

地域猫活動の状況を確認するため、市が行う現地調査や活動に関する問い合わせに協力及び回答をしてください。

(5) 変更・廃止

「団体名」、「代表者の氏名・住所・電話番号」、「活動場所」を変更する場合や、団体の活動を終了（団体の廃止）する場合は届出が必要ですので、松本市保健所にご連絡ください。

4 補助金の交付申請

不妊去勢手術を行う前に補助金の交付申請を行い、交付決定を受けてから手術を行ってください。 ※不妊去勢手術を実施した後の補助金の申請は認められません。

(1) 交付申請の手続き

交付申請の方法	次のいずれかの方法で申請してください。 ・電子メールで申請書類を提出 （メールアドレス：shokusei@city.matsumoto.lg.jp） ・松本市保健所の窓口で申請書類を提出 （松本市大字島立 1020 番地 長野県松本合同庁舎 1 階）
申請に必要な書類	① 松本市動物愛護管理活動支援事業補助金交付申請書 ※1回の申請で10頭を超える場合は、事前に相談してください。
補助金の交付決定	申請書類の内容を審査した上で、申請者に交付の可否を郵送で通知します。

5 不妊去勢手術の実施

(1) 手術の期限

交付の決定を受けた日（交付決定通知書の日付）から、2カ月以内に手術を行ってください。（2カ月以内であっても、年度の末日までに手術を行うこと。）

※期限内に手術を行わなかった場合は、交付決定を取り消すことがあります。

※期限内に手術ができない場合は、松本市保健所にご連絡ください。

(2) 交付決定額を超える可能性がある場合

地域猫を捕獲して動物病院に連れて行った際に、性別が判明して手術単価が上がったり、妊娠が判明して処置費用が加算される場合があります。

交付決定額（交付決定通知書の金額）を超える可能性がある場合は、手術の前に必ず松本市保健所に電話でご相談ください。

※事前の相談がない場合は、補助金の交付はできません。

(3) 手術の方法

ア 団体の構成員が対象の地域猫を捕獲して、市内の動物病院で手術をしてください。

イ 地域猫が不妊去勢の手術済であることが外見から分かるよう、手術と同時に、原則、メス猫は左耳、オス猫は右耳に、耳カットの処置を行ってください。

ウ 手術をした地域猫は、元の場所に戻してください。

(4) 領収書の受領

手術した動物病院で、次の5点が記載された領収書を受け取ってください。

- ① 宛名（団体名および代表者氏名）、② 手術の金額、③ ただし書（地域猫の不妊手術（去勢手術）として メス〇頭×〇〇〇円）、④ 手術日、⑤ 動物病院名

6 手術の実績報告

不妊去勢手術が終わったら、2週間以内に実績報告をしてください。

(1) 実績報告の手続き

実績報告の方法	次のいずれかの方法で報告してください。 ・電子メールで報告書類を提出 （メールアドレス：shokusei@city.matsumoto.lg.jp） ・松本市保健所の窓口で報告書類を提出 （松本市大字島立 1020 番地 長野県松本合同庁舎 1 階）
報告に必要な書類	① 松本市動物愛護管理活動支援事業補助金実績報告書 ② 不妊去勢手術実施報告書 ③ 不妊去勢手術の領収書の写し ④ 請求書
補助金額の確定と補助金の支払い	報告書類の内容を審査した上で、報告者に補助金の確定額を郵送で通知します。 請求書の内容を審査した上で、指定の口座に補助金を振り込みます。

7 注意事項

- (1) 団体登録の申請内容と実態が著しく異なる場合や、不適切な地域猫活動を行っていることが判明した場合は、団体の登録を取り消すことがあります。
- (2) 補助金の交付申請や実績報告の内容が実態と異なることが判明した場合は、補助金の交付決定の取消しや、交付した補助金の返還を求めることがあります。
- (3) 補助金の交付決定後、地域猫の捕獲困難やケガ・病気等の理由で、不妊去勢手術ができなかった場合は、補助金は交付できません。
- (4) 不妊去勢手術を含む地域猫活動に伴い発生し得る苦情や責任問題等は自ら解決することとし、市は責任を負わないものとします。

【問い合わせ先】 松本市保健所 食品・生活衛生課（松本市動物愛護センター）
〒390-8765 松本市大字島立 1020 番地 長野県松本合同庁舎 1 階
電話 0263-40-0706 E-mail shokusei@city.matsumoto.lg.jp